

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業(業務)名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
保健総務課	総合保健センター管理	1	⑤	総合保健センター施設管理	総合保健センターの管理運営を円滑に行う	来所者、市職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合保健センター施設及び設備の維持管理</li> <li>光熱水費、通信運搬費等の支払い</li> <li>土地賃借料の支払い</li> </ul>	15,074	C	継続
	保健所管理	1	⑤	保健所施設管理	保健所の管理運営を円滑に行う	来所者、市職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所施設及び設備の維持管理</li> <li>光熱水費、通信運搬費等の支払い</li> <li>土地賃借料の支払い</li> </ul>	54,779	C	継続
	保健衛生一般事務	1	⑥	保健所内業務調整	効果的、効率的な保健所業務運営を目指す	市職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>所内業務の把握</li> <li>課題解決に向けた調整事務</li> <li>会議の開催</li> </ul>	3,816		継続
		2	⑥	地域保健実習等調整	保健医療従事者の人材確保及び人材育成を図る	県内養成校在学・市出身の学生等	<ul style="list-style-type: none"> <li>実習等受け入れ調整事務(埼玉県・養成校・庁内関係課)</li> <li>実習オリエンテーションの開催</li> <li>実習プログラムの作成</li> </ul>	2,671		継続
		3	⑥	保健師現任教育	保健師が効果的かつ効率的な活動を行うため、研修を実施し資質向上を図る。	市保健師職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健師現任教育実施要領に基づく研修の企画、運営</li> <li>研修プログラム検討会の開催</li> <li>外部派遣研修の調整</li> </ul>	6,535		継続
		4	⑥	保健医療施設安全衛生委員会等	保健所、総合保健センター及びふれあい歯科診療所職員の労働安全衛生に資する	市職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全衛生委員会の開催</li> <li>産業医及び衛生管理者の職場巡視対応</li> </ul>	1,933		継続
	保健情報ネットワークシステム	1	⑥	保健情報ネットワークシステムの運用、管理	保健情報ネットワークシステムの稼働環境を整備、維持し、適切かつ効率的な事務執行を支援する。	市職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健情報ネットワークシステムの運用、管理</li> </ul>	21,640		継続
	厚生統計調査・免許事務	1	④	保健統計等実施事務	各種厚生統計調査を実施し、保健医療行政の基礎資料とする	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種厚生統計調査の実施(人口動態調査、国民生活基礎調査、社会保障・人口問題基本調査など)</li> </ul>	3,812	A	継続
		2	④	衛生関係免許申請受付事務	身近な場所での申請受け付けによる利便性の向上を図る	県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣免許及び県知事免許に関する各種申請の受け付け及び県への進達事務</li> </ul>	2,584	A	継続
	医療機関指導	1	④	医療機関等の許可・届出	医療施設の人的構成、構造設備、管理体制等の規制等を行う。	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療法等に基づき、病院、診療所、助産所、施術所等の開設、変更等の許可又は届出の受理等の業務を行う。</li> </ul>	8,925	A	継続
		2	④	医療法等に基づく立入検査	医療施設に関する医療法等の規定の遵守状況を確認する。	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療法第25条に基づく報告の徴収又は立入検査の実施。病院及び有床診療所は定期的に立入検査を実施。その他、必要と認められた場合に臨時の立入検査を行う。</li> </ul>	8,089	A	継続

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業(業務)名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
		3	①	医療安全相談	医療に関する市民の苦情や悩み事など、相談に対応することにより、市民の医療に対する信頼を確保することを目的とする。	市民	医療機関に関する問い合わせ、及び医療に関する患者・市民の苦情や悩み事等の相談について、患者・市民と医療機関との間に立ち、中立的な立場から双方の信頼関係の構築を支援するよう努める。	2,334	A	継続
		4	④	医療機関等の統計	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。	市民 事業者	医療施設動態調査は毎月実施。医療施設静態調査、患者調査、受療行動調査は3年毎に実施(平成29年度実施、次回は平成32年度実施予定)	2,820	A	継続
	医薬品等対策	1	④	薬局・医薬品販売業の許可・届出	医薬品等の販売又は授与に関して必要な規制を行うことにより、市民の保健衛生の確保を図る。	事業者	・薬局、店舗販売業、卸売販売業等の新規及び更新の許可を行う。 ・薬局、店舗販売業、卸売販売業等の事業所に立ち入り、必要な指導を行う。	7,771	A	継続
		2	④	医療機器販売業・貸与業及び再生医療等製品販売業の許可・届出	医療機器の販売又は貸与及び再生医療等製品販売に関して必要な規制を行うことにより、市民の保健衛生の確保を図る。	事業者	・高度管理医療機器等販売業・貸与業及び再生医療等製品販売業の許認可、監視・指導を行う。 ・管理医療機器販売業・貸与業の届出の受理と指導を行う。	2,290	A	継続
		3	④	無承認無許可医薬品対策	医薬品の承認を受けていない物(いわゆる健康食品等)の適正な使用を確保することにより、市民の保健衛生の確保を図る。	事業者	・市内店舗において、強壮又は痩身を標ぼうするいわゆる健康食品を買い上げ、医薬品成分の含有について、保健所において検査をする。 ・健康食品等の広告監視指導を行う。	786	A	継続
		4	④	毒物劇物販売業者等の登録・届出	毒性、劇性によって保健衛生上きわめて重大な危害を及ぼすおそれのある毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取り締まりを行う。	事業者	・毒物劇物の販売業の新規及び更新の登録並びに監視・指導を行う。 ・登録業者及び届出をした特定の毒物劇物を取り扱う事業者の事業所への監視・指導を行う。	1,533	A	継続
		5	①	薬物乱用防止対策	薬物乱用防止のための啓発活動を推進することにより、薬物乱用の未然防止を図る。	市民	・広報紙への掲載、市内駅構内等へのポスター掲示、各種イベント会場での啓発物の配布や呼びかけにより薬物乱用防止啓発を行う。	1,559	A	継続
		6	④	有害物質を含有する家庭用品の規制	家庭用品を買い上げ、人の健康に被害を生ずるおそれのある物質の含有について検査をすることにより、市民、特に乳幼児の保健衛生の確保を図る。	事業者	・市内店舗において、出生後24か月以内の乳幼児用繊維製品を買い上げ、保健所においてホルムアルデヒドの検査を実施し、検査結果を厚生労働省に報告する。	775	A	継続
		7	④	温泉利用許可	温泉法に基づき、公共の浴用又は飲用に供される温泉の利用の適正化を図る。	事業者	・温泉の利用許可申請、温泉の成分等の掲示内容届及び温泉利用に関する変更届の受理等	764	A	継続
	献血推進	1	④	献血推進	血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るために、市民への献血思想の普及や埼玉県赤十字血液センターの献血事業を支援している。	市民	献血思想の普及のために啓発物を作成し、イベント等で配布している。また、市内高校を埼玉県赤十字血液センターの職員と一緒に訪問し、献血事業への協力をお願いしている。	874	A	継続